

第1章 総 則

(目的)

第1条 この弁護士報酬基準は、丸の内法律事務所の弁護士報酬に関する基準を定めることを目的とする。

(個別契約による修正)

第2条 この弁護士報酬に関する基準は、依頼者と弁護士との協議の上、個別の委任契約により変更、修正することができる。ただし、変更、修正する場合にはその旨を契約書に明示しなければならない。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、時間制による報酬、顧問料、日当、着手前調査費用及びその他の報酬がある。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定の他、電話、電子メール、ファックスその他の通信手段による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件等、事件又は法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際に依頼者が支払うべき金員をいう。なお、当事者間の特段の合意が無い限り、結果の成功、不成功を問わず、返金しない。
報酬金	事件又は法律事務について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、着手金とは別に依頼者が支払う金員をいう。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生する。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しない。
手数料	原則として1回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
時間制による報酬	依頼者との協議により、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価（最低単価18,000円/時）にその処理に要した時間（移動に要す

	る時間を含む。) を乗じた金額を弁護士報酬とする委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって定める内容の法律事務を継続的に行うことの対価をいう。
日当	弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。
着手前調査費用	弁護士が受任前に法律関係や事実関係につき事前処理を行ったが、受任に至らなかった場合の対価をいう。
その他の報酬	上記のいずれにも該当しない弁護士の業務の対価

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 委任者の支払うべき弁護士報酬の支払時期は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 法律相談料、 法律相談が終了したとき
- (2) 書面による鑑定料 書面による鑑定が終了したとき
- (3) 着手金 委任契約書及び委任状が作成された日から1週間以内
- (4) 報酬金 委任事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (5) 手数料 委任事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (6) 時間制による報酬 委任事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (5) 日当 乙が請求したとき

2 前項各号の規定にかかわらず、報酬等支払債務の時期及び方法は、委任契約書にて別段の定めをすることができる。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出にあたっては1件の事件として扱う。

- 2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士が関与することとなった場合は、他の弁護士の関与に伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。
- 3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつ、困難な事情を依頼者が認めた場合は、複数の弁護士の関与に伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

(消費税に相当する額)

第7条 本報酬基準に定める弁護士報酬は、第2章ないし第7章の規定をもとに算出した金額に、消費税を上乗せした金額を弁護士報酬とする。

第2章 法律相談等

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、次表に定めるとおりとする。ただし、無料法律相談の場合はこの限りではない。

法律相談料	30分毎に5000円
-------	------------

(書面による鑑定)

第9条 書面による鑑定料は、10万円以上20万円以下の範囲で、当事務所において特段の調査が必要か否か等を勘案し、弁護士は依頼者と協議の上、鑑定料を定める。

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の上、前項に定める額を超える書面による鑑定料を定めることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、契約において特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。

- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定の債権は3年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の3年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保額の相当額。
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分について、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象事件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額。）。

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は依頼者と協議の上、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することができる。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は依頼者と協議の上、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が、紛争

の実態に比して明らかに小さいとき。

- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第13条 第11条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、弁護士と依頼者の協議により、着手金及び報酬を定める。

(訴訟事件等)

第14条 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く。）、非訟事件、家事審判事件（第21条に規定する事件を除く。）、行政事件及び仲裁事件（紛争解決機関への申立事件を除く。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金は、民事訴訟事件は20万円、労働審判事件は10万円をそれぞれ最低額とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、第1項及び前項の規定により算出された額の2分の1とする。

(民事調停事件等)

第15条 民事調停事件、家事調停事件（離婚事件及び第21条に規定する事件を除く。）及び紛争解決機関への申立事件の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ前条の規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

- 2 前項の着手金は、20万円を最低額とする。
- 3 示談交渉事件から引き続き民事調停事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、第1項及び前項の規定により算定された額の2分の1とする。

(示談交渉事件)

第16条 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ第14条の規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の2分の1に減額することができる。

2 前項の着手金は、10万円を最低額とする。

（契約締結交渉）

第17条 前条を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金は、10万円を最低額とする。

3 契約締結に至って報酬金を受けたときは、弁護士が別途、契約書その他の文書を作成した場合でも、文書作成に係る手数料は請求しない。

（督促手続事件）

第18条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

2 前項の着手金は、5万円を最低額とする。

3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条又は次条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。

4 督促手続事件の報酬金は、第14条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、弁護士は、これを請求することができない。

5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金及び報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により

算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1をそれぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第19条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

2 前項の着手金は、5万円を最低額とする。

3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14条の規定を準用する。

(離婚事件)

第20条 離婚事件（離婚請求に伴う親権者又は監護者の指定、養育費請求等を含む。）の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚調停事件	20万円～40万円の範囲（標準額30万円）	20万円～40万円の範囲（標準額30万円）
離婚訴訟事件	30万円～50万円の範囲（標準額40万円）	30万円～50万円の範囲（標準額40万円）

2 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定により算定された着手金の額の2分の1とする。

3 前2項において、財産分与、慰謝料等の離婚給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条及び第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算する。

(経済的利益の算定が困難な家事事件)

第21条 家事調停及び家事審判事件のうち、経済的利益の算定が困難な事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

家事事件の内容	着手金	報酬金
家事事件手続法別表第一事件	10万円～20万円の範囲	10万円～20万円の範囲
家事事件手続法別表第二事件	15万円～30万円の範囲	15万円～30万円の範囲

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、40万円から60万円の範囲とする。

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が、前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、前2項の規定より算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項及び第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項及び第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	30万円～50万円の範囲
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。
 - (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額。
 - (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財

産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額。

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(保全命令申立事件等)

- 第24条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の2分の1の報酬金を受けることができる。また、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の2分の1の報酬金を受けることができます。
 - 3 第1項の手続により本案の目的を事実上達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
 - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
 - 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
 - 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第25条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算出された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算出された額の4分の1とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、本案事件に引き続き受任するときの着手金は、同条の規定により算出された額の3分の1とする。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算出された額の2分の1とする。ただし、本案

事件に引き続き受任するときの着手金は、同条の規定により算出された額の3分の1とする。

- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算出された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第26条 事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等、事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次表の額とする。ただし、各事件に関する保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

倒産事件の内容	着手金
事業者の破産事件	50万円以上
会社整理事件	100万円以上
特別清算事件	100万円以上
会社更生事件	200万円以上

- 2 前項の各事件の報酬は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 3 非事業者の自己破産の着手金は、次表の額とする。ただし、債権者数が20社を超える場合には、第1項の規定を準用することができる。

非事業者の破産事件の内容	着手金
同時廃止	20万円～40万円の範囲 (標準額30万円)
破産管財人選任	30万円～50万円の範囲 (標準額40万円)

- 4 非事業者の自己破産の報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、前項の金額を上限として報酬金を受けることができる。

(民事再生事件)

第27条 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、最低額を108万円とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、当該着手金に含まれる。

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で

定める弁護士報酬を受けることができる。

- 3 民事再生事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。
- 4 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金は、次表のとおりとする。ただし、債権者数が20名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合には、前3項の規定を準用することができる。

非事業者の民事再生事件の内容	着手金
住宅資金特別条項を提出しない場合	30万円～50万円の範囲 (標準額40万円)
住宅資金特別条項を提出する場合	40万円～60万円の範囲 (標準額50万円)

- 5 非事業者の自己破産の報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、前項の金額を上限として報酬金を受けることができる。

(任意整理事件)

第28条 前3条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する事件の着手金は、資本金、試算及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて、50万円以上とする。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億以下の部分	6%
1億を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%

1億を超える部分	1%
----------	----

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。
- 5 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前4項の規定を準用することができる。

非事業者の任意整理事件の内容	着手金
一般債権者	2万円×債権者数。ただし、5万円を最低額とする。
商工ローン業者（中小事業者に対して比較的多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者）	5万円×債権者数。ただし、10万円を最低額とする。

- 6 非事業者の任意整理事件の報酬金は、次表のとおりとする。ただし、債権者数が50社を超える場合には、第2項の規定を準用することができる。

報酬金の内容	
減額報酬金	減額分の5%
過払金報酬金（訴訟によらない場合）	回収額の15%
過払金報酬金（訴訟による場合）	回収額の20%

（倒産処理事件に伴う訴訟）

第29条 倒産処理事件（任意整理事件を含む）に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立をする必要がある場合、当該申立に関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができる。

（行政上の不服申立事件）

第30条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

- 2 前項の着手金は、15万円を最低額とする。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第31条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
捜査（起訴前）の弁護活動	20万円～50万円 (標準額30万円)
起訴後の弁護活動（裁判員裁判を除く）	20万円～50万円 (標準額30万円)
裁判員裁判における弁護活動	100万円～
再審請求事件	50万円～

2 起訴前から引き続き起訴後の弁護活動を受任するときの着手金は、前項の規定より算定された着手金の額の2分の1に減額することができる。

(刑事事件の報酬金)

第32条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金
起訴前	不起訴	20万円～50万円
	求略式命令	20万円～40万円
起訴後	無罪（一部無罪、縮小認定、刑の減免事由が認められた場合を含む。）	50万円～
	刑の執行猶予	20万円～50万円
	求刑された刑が軽減された場合	20万円～40万円
	検察官上訴が棄却された場合	50万円～
再審請求事件		50万円～

(追加して受任する事件が同種である場合等)

第33条 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第34条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しが

あったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第32条の規定を準用する。

(保釈等)

第35条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、各々5万円以上10万円以下の範囲の額を受けることができる。

(被害者参加)

第36条 被害者参加弁護士として、公判期日に出席し、証人尋問、被告人質問、弁論としての意見陳述等を行うときは、第31条に定める着手金を受けることができる。

2 前項において、損害賠償命令の申立を行うときは、実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算して請求することができる。

(告訴、告発等)

第37条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき10万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第38条 少年事件（ただし、少年を被疑者とする捜査中の事件は第31条に準ずる。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致後の付添人活動	20万円～50万円 (標準額30万円)
抗告、再抗告及び保護処分取消	20万円～50万円 (標準額30万円)

2 家庭裁判所送致前から引き続き送致後の付添人活動を受任するときの着手金は、第31条の規定より算定された着手金の額の2分の1に減額することができる。

3 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実無しに基づく審判不開始又は不処分	50万円～
上記以外の処分	30万円～50万円 (標準額40万円)

- 4 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前から受任していたか否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 5 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 6 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 7 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第39条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第11条及び第12条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	20万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
即決和解（本手数料	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分	10万円

を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）		300万円を超え3000万円以下の部分	1%
		3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
		3億円を超える部分	0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第22条の各規定により算定された額	
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額		
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円～10万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万円～20万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が300万円以下のもの	10万円
		300万円を超え3000万円以下のもの	30万円
		3000万円を超えるもの	50万円以上
	非定型	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する	
内容証明郵便作成	基本	3万円～5万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型	10万円～20万円	
	非定型	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する	
遺言執行	基本	300万円以下の部分	30万円

		300万円を超え3000万円以下の部分	2%
		3000万円を超え3億円以下の部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる	
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。	
		1000万円以下の部分	4%
		1000万円を超え2000万円以下の部分	3%
		2000万円を超え1億以下の部分	2%
		1億を超え2億円以下の部分	1%
		2億を超える部分	0.5%
		会社設立等以外の登記等	申請手続
交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円とする。		
株主総会等指導	基本	30万円～	
	総会等準備も指導する場合	50万円～	
現物出資等証明（商	1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、		

法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)	繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
	給付金額が150万円以下の場合	3万円
	給付金額が150万円を超える場合	給付金額の2%

第5章 時間制

(時間制)

第40条 一定時間当たりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定める。

- 2 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額を、あらかじめ預かるものとする。

第6章 顧問料

(顧問料)

第41条 顧問料は、次表のとおりとする。

法人	月額5万～
個人事業者	月額3万円～
非事業者	月額1万円～

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は依頼者と協議の上、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

(日当)

第42条 日当は、次表のとおりとする。

往復1時間を超え2時間 まで（高松地方裁判所丸 亀支部等）	1万円
往復2時間を超え5時間 まで（大阪地方裁判所 等）	3万円
1日（往復5時間を超え る場合）	5万円
宿泊を要する場合	1日当たり3万円

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第43条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費を負担する。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

- 3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常の範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議の上、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができる。

(交通機関の利用等級)

第44条 弁護士は、出張のための交通機関について、依頼者の過度の負担とならないよう配慮する。

第9章 委任契約の清算

(中途終了による清算等)

第45条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任又は事件処理の継続が不可能になったことにより、途中で終了したときは、弁護士は、事件処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。ただし、着手金は原則として返還しない。

- 2 前項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が事件等の処理の重要な部分を終了していないときは、その全部については請求することができない。
- 3 第1項の返還又は請求については、弁護士は、あらかじめ依頼者と協議しなければならない。

(事件処理の中止等)

第46条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

第47条 依頼者が着手金、弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(附則)

平成28年1月4日施行